

# 総論

## 〔第2章〕 計画策定の基本理念と基本方針

### 第1項 基本理念

従前計画（わかやま長寿プラン2009）では、平成20年3月に策定された「和歌山県長期総合計画」をふまえ、和歌山県全体の将来像「未来に羽ばたく愛着ある郷土 元気な和歌山」の柱のひとつである「生涯現役で誰もが活躍できる和歌山」を計画の基本理念として、全県的な取組を進めてきました。

本計画では、これまでの取組を引き継ぎ、さらに発展させていくという観点から、従前計画の基本理念を継承していくことが重要となります。さらに、今回の制度改正の理念もふまえ、各地域における「地域包括ケアシステム」の実現をめざすことを理念として明らかにしていく必要があります。そこで、本県がめざすべき豊かな長寿社会の目標像として、

高齢者が安心して、いきいきと暮らすことができる和歌山

を計画の基本理念とします。

### 第2項 和歌山県の視点

本計画は、基本理念に加えて次の視点に配慮しながら策定しています。

#### 1. 高齢者の人権、権利擁護を基調とした計画づくり

介護給付等対象サービスについては、利用者の尊厳および選択の自由を尊重して提供されるなど、要介護者等が地域社会や家庭において常に人権が侵害されることなく生活ができるように取り組みます。

#### 2. わかやまの地域性を踏まえた計画づくり

平成23年3月31日現在、高齢化率が25%を超える市町村が全30市町村のうち26市町村あり、ひとり暮らしの高齢者が65歳以上人口の20.3%という現状をふまえ、「住み慣れたふるさと・家庭」での居宅サービスを基本としながら施設の適正な配置に配慮します。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章





### 3. 市町村と連携協調した計画づくり

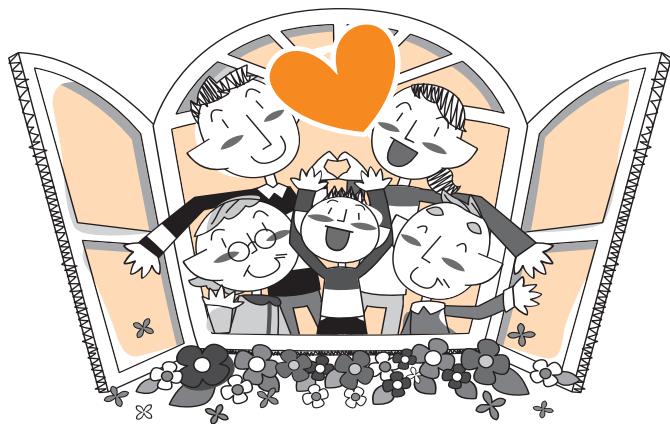
介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するため、地域の実情に応じて作成される市町村介護保険事業計画の方針を尊重しながらも、広域的な観点から市町村を支援します。

#### 第3項 「地域包括ケア」の視点

さらに、本計画は、国が示す「地域包括ケア」の本県における実現をめざすものとして策定をしています。

地域包括ケアとは、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく、有機的かつ一体的に、日常生活圏域を単位に提供していくことで、ひとり暮らしの高齢者や要介護度の重い高齢者など、高齢者がどのような状況にあっても安心して在宅生活を送ることができるようにしていくという考え方であり、「医療との連携強化」、「介護サービスの充実強化」、「予防の推進」、「見守り、配食、買い物など、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護」、「高齢期になっても住み続けることのできる高齢者の住まいの整備」の5つの視点が示されています。

本県において地域包括ケアのシステム整備を推進していくうえで、多様な地域特性をふまえ、そのあり方を検討していくことが重要となります。本県には都市部から中山間地域、過疎地まで、さまざまな地域があり、日常生活圏域の様相も多岐にわたっています。国の考え方である人口規模1万人程度の中学校区を基本としつつも、中山間地域や過疎地など市町村独自の地域包括ケアのあり方を調査・検討し、それぞれの地域において創意工夫を發揮して実情にあった地域包括ケアのシステムづくりを進める市町村を支援していきます。



## 〔地域包括ケア〕

地域包括ケアを実現するためには、次の5つの視点での取り組みが包括的、継続的に行われることが必須となる

◆医療との連携強化

- ・24時間対応の在宅医療、訪問看護やリハビリテーションの充実強化

◆予防の推進

- ・できる限り要介護状態とならないための予防の取組や自立支援型の介護の推進

◆高齢期になっても住み続けることのできる高齢者の住まいの整備

- ・一定の基準を満たした有料老人ホームまたは高齢者向けの賃貸住宅を、サービス付き高齢者向け住宅として高齢者住まい法\*に位置づけ

◆介護サービスの充実強化

- ・特別養護老人ホームなどの介護拠点の整備
- ・24時間対応の定期巡回・随時対応サービスの創設など在宅サービスの強化

◆見守り、配食、買い物など、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護など

- ・ひとり暮らし、高齢夫婦のみ世帯の増加、認知症の増加をふまえ、さまざまな生活支援（見守り、配食などの生活支援や財産管理などの権利擁護）サービスを推進

「人がケアに合わせるしくみ」から  
「ケアを人に合わせるしくみ」へ

**都市部では**

- ・民間を中心に多様なサービス基盤を整備
- ・「自立支援型介護」「予防型介護」の視点に立ち、ケアの標準化が図られ、適切なサービスが提供される
- ・介護サービス、訪問看護、在宅医療、リハビリテーション等の充実と連携により、24時間の安心を提供
- ・高齢者住宅等の適切な整備を進めるとともに、一定水準の質を確保

など

**中山間地域・過疎地では**

- ・社会福祉協議会等を中心にサービス基盤を充実し、民間参入も促進
- ・広域で医療機能等の整備を進めるとともに、地域とのネットワークを強化し、安心を確保
- ・住民ネットワークを活かした生活支援、移動手段の確保など基盤整備
- ・介護拠点等の適切な整備により、緊急時対応等の機能を向上

など

- ・認知症対応等を中心には、医療と介護の連携を強化
- ・家族介護者への支援の充実
- ・高齢者の権利擁護体制の強化
- ・地域包括支援センターの機能強化 など





## 第4項

## 基本方針

基本理念の実現をめざし、本計画において取組を進めるうえでの基本的な方向性を示します。行政はもとより、県民、地域、関係機関、各種団体、事業者など、多様な主体が協働のもと、自助・共助・公助のしくみづくりを推進していくことが大切です。

以下の4つを計画の基本方針として、施策を推進していきます。

## 1. 生きがいを持ち、健康で自立した生活を送れる社会づくり

「自助」の観点から、高齢者がそれぞれの生きがいを持ち、健康で自立した生活を送ることができるよう取組を進めています。

明るく豊かな長寿社会を考えるうえで、高齢者自身が積極的に社会に参画し、社会の一員として役割を果たしていくことのできるしくみが大切です。高齢者の生きがいや自己実現、雇用・就労の機会の確保、生涯学習の支援、地域社会活動の促進など、総合的な社会参加施策を推進します。特に、高齢者が長年培ってきた豊かな知識・経験・技術を地域社会で活かせるよう、ボランティア活動の場の確保や地域のコミュニティ形成を支援するとともに、農山漁村地域も含め、本県の多様な地域特性を活かした取組を推進していきます。

また、高齢者ができるだけ介護を必要とせず、地域で自立した生活を送ることができるよう、健康づくりや介護予防などの取り組みについて、いっそうの充実を進めています。

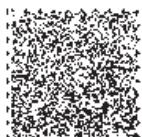
## 2. 住み慣れた地域でみんなが支えあう社会づくり

「共助」の観点から、社会全体で高齢期の安全・安心を支える地域づくり、できるだけ住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる地域包括ケアのシステムづくりに向けた取組を進めています。

高齢者の多くは、たとえ支援や介護が必要となっても、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けたいと望んでいます。高齢者の安心を支えるためには、高齢者が地域で安心して暮らすことができるよう、関係機関が連携を図りながら、地域の中で高齢者を支えるしくみをつくっていくことが必要となります。

本県ではこれまで、各関係機関が連携して、高齢者を地域で支える地域ケア体制の整備を推進してきましたが、取組をさらに進め、「地域包括ケア」への展開を図っていく必要があります。地域における医療や介護等の関係機関の緊密な連携、サービス基盤の充実等を推進するとともに、地域の特性をふまえた創意工夫のもとで、高齢者の在宅生活を支える包括的なしくみづくりを進めています。

また、今後、認知症<sup>\*</sup>高齢者がさらに増加していくと見込まれることから、認知症対策の一層の充実に取り組んでいきます。



### 3. 安全・安心に暮らせる社会づくり

「公助」の観点から、各地域の特性を活かした地域包括ケアのシステムづくりを支援し、支えるものとして、全県的な観点から社会基盤の充実に向けた取組を進めていきます。

高齢者が安心して地域で暮らすためには、高齢者の身体状況等に合った住まいの確保や、地域での見守り、バリアフリー<sup>\*</sup>などの環境整備、防災・防犯対策など、高齢者を守るためにさまざまな取組が必要となります。こうした観点のもと、高齢者の在宅生活を支援する総合的な取組を進めていきます。

### 4. 高齢者の尊厳を保持するための環境づくり

誰もが長寿を喜びあえる心豊かな長寿社会を築いていくためには、長寿社会への対応を県民共通の課題としてとらえ、高齢者に対する理解を深めることが大切です。その基盤として、世代を超えた個人の尊厳、人権が真に尊重される社会づくりをめざし、社会全体の人権意識のいっそうの高揚を促進していきます。また、高齢者虐待などへの対応を強化し、人権擁護の体制充実に向けた基盤整備に取り組んでいきます。

地域包括ケアを支える最も重要な基盤は「人材」です。高齢者人口が増えていく中で、サービスに関わる専門職の確保が大きな課題となっています。人材の確保と定着に向けた取組を拡充していくとともに、専門職の資質の向上もあわせて推進し、なお一層サービスの質の向上に取り組んでいきます。また、介護保険制度の維持、公平で適正な制度基盤の強化に向け、適正化事業などの一層の推進を図っていきます。

